

暑中お見舞い申し上げます。当事務所のお盆休みは8/10(土)~8/15(木)です。当事務所では毎週金曜日の朝9時~10時にミーティングを行います。ご協力をお願いします。



「公共工事の設計労務単価が15%UPした

と言うが、発注者から上限単価と見なされ実態はそんなにUPしていない。国交省はきちんと指導を!」といった要望が7/23の社保未加入対策説明会(博多)の質疑応答で多く出されました。熊本・長崎の建設業協会、北九州の塗装工業会、全建総連等の出席者からの意見です。全体で130名程の出席で会場は一杯でした。特に9月末

「問題社員の上手なやめさせ方セミナーの案内」と題したダイレクトメールが大分のZ社労士事務所から届きました。送り先は開業社労士のようなのですが、驚いた事に県内の弁護士1名を含む2名の弁護士が顔写真入りで講師となっています。「梅雨が早う明けちから、現場は大変! 45分仕事したら15分休みよ!ち言うて働いて貰いよるけどなア...若えしが来んけん、年寄りばっかしでなア...」と土木業のA社長はため息混じりに人を使う

から社保料等を内訳明示した「標準見積書」の提出が、下請から元請へ一斉に始まる予定ですが、その実効性に大きな関心が集まっています。技能労働者の立場から全建総連の事務局員は「社保加入逃れの為、一

役に立つのか「標準見積書」国の指導のカギ!!

人親方労災加入の動きがある。国は把握しているか...?

と質問。国交省は「初耳だ。調査したい...」と返答する場面も。せつかくの取り組みも、周知・啓発に留まり行政の指導がなければ、社保料の負担だけが経営に重く押しかかる事になりそうです。



事の大変さを話します。最近、全国紙に大企業の

「追い出し部屋」の記事がよく出ます。40~50代の中堅社員が対象になっているようで、鬱病になり労災認定される人も増加している

追い出し部屋人を物扱い! 問題セミナーの地方版か...

いいです。地方の中小企業が地元の雇用に貢献しながら

懸念に事業を行っているのと大違い。同じ資格同業者とはいえ、まるで人間を物扱いするかのような社労士・弁護士に与みする事は出来ません。



毎月の給与計算時に①建退共証紙購入と②証紙受払簿・手帳受払簿への記入をお忘れなく
★「西馬弁護士の法律うまい話!」を毎週火曜日の夕方6:15、OBSラジオで放送中!★